

福岡県公報

平成28年12月27日
第3855号

目次

告示 (第892-905号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	5
○福岡県営都市公園に係る使用料の徴収事務の委託	(公園街路課)	6
公 告		
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	6
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	6
○土地区画整理事業の終了の認可	(都市計画課)	7
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	8
○福岡県防除実施基準の変更	(林業振興課)	8

○高度公益機能森林の区域の変更	(林業振興課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	8
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	9
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	9
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	13
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	16
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	18
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	19
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	19
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	19
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	20

- 落札者等の公示 (総務事務厚生課)20
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)20
- 落札者等の公示 (企画課)21

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課)21
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課)22
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)23

雑報

- 西日本宝くじの発売 (財政課)23
- 西日本宝くじの発売 (財政課)24
- 西日本宝くじの発売 (財政課)24
- 西日本宝くじの発売 (財政課)24
- 西日本宝くじの発売 (財政課)25
- 西日本宝くじの発売 (財政課)25
- 西日本宝くじの発売 (財政課)26
- 西日本宝くじの発売 (財政課)26
- 西日本宝くじの発売 (財政課)26
- 西日本宝くじの発売 (財政課)27
- 西日本宝くじの発売 (財政課)27
- 西日本宝くじの発売 (財政課)28
- 西日本宝くじの発売 (財政課)28
- 西日本宝くじの発売 (財政課)28
- 西日本宝くじの発売 (財政課)29
- 西日本宝くじの発売 (財政課)29
- 西日本宝くじの発売 (財政課)30
- 西日本宝くじの発売 (財政課)30
- 西日本宝くじの発売 (財政課)30

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨 (園芸振興課)31

再掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課)31

告示

福岡県告示第892号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	一般国道	442号	前	八女市黒木町北木屋1番6先から 八女市黒木町黒木5番2先まで	10.1 ～ 14.7	125.2
			後	八女市黒木町北木屋1番6先から 八女市黒木町黒木5番2先まで	10.1 ～ 13.4	125.2

福岡県告示第893号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市黒木町北木屋1番6先から 八女市黒木町黒木5番2先まで

福岡県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	行橋線 添田	行橋市大字大野井658番10先から 行橋市大字大野井647番1先まで

福岡県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八女線 香春	前	うきは市浮羽町東限上 571番13先から うきは市浮羽町東限上 342番16先まで	7.1 ～ 11.7	433.4

			後	うきは市浮羽町東限上 571番13先から うきは市浮羽町東限上 342番16先まで	7.1 ～ 11.7	433.4
			後	うきは市浮羽町東限上 571番12先から うきは市浮羽町東限上 342番16先まで	15.0 ～ 25.8	450.0

福岡県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	浮羽線 草野 久留米	前	久留米市田主丸町竹野 243番8先から 久留米市田主丸町竹野 1877番2先まで	10.5 ～ 16.3	305.0
			前	久留米市田主丸町竹野 243番8先から 久留米市田主丸町竹野 1877番2先まで	10.5 ～ 16.3	307.8
			後	久留米市田主丸町竹野 243番8先から 久留米市田主丸町竹野 1877番2先まで	10.5 ～ 16.3	305.0

福岡県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	浮羽草野線 久留米	久留米市田主丸町竹野243番8先から 久留米市田主丸町竹野1877番2先まで

福岡県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	須磨園線 南原曾根	前	京都郡苅田町大字下片島1197番1先から 京都郡苅田町大字下片島1142番2先まで	11.0 ～ 28.4	189.0
			後	京都郡苅田町大字下片島1197番1先から 京都郡苅田町大字下片島1142番2先まで	11.0 ～ 29.0	189.0

福岡県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須磨園線 南原曾根	京都郡苅田町大字下片島1197番1先から 京都郡苅田町大字下片島1142番2先まで

福岡県告示第900号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 勢田土手外
- 2 区域の所在地 飯塚市勢田字苗代谷、字波打
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
飯塚市勢田字波打	1741番地先道路敷	1号
	1750番	4号
	1781番	5号、6号
	1747番3	7号から9号まで
	1747番3地先道路敷	10号
	1746番1	11号
	1743番5	12号
飯塚市勢田字苗代谷	2594番30地先道路敷	2号
	2594番30	3号

福岡県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	朝倉市屋形原1151番1先 から 朝倉市三奈木285番先ま で	5.0 ～ 20.0	982.0
			後	朝倉市屋形原1151番1先 から 朝倉市三奈木285番先ま で	5.0 ～ 20.0	982.0
			後	朝倉市屋形原1151番1先 から 朝倉市三奈木285番先ま で	11.5 ～ 62.0	1,180.0

福岡県告示第902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービスマ
粕介385	森塚内科クリニック	糟屋郡志免町片峰一丁目 10-9	H 28・12・1	居管・予居管

遠介業53	サンワ調剤薬局 岡垣店	遠賀郡岡垣町公園通り一丁 目1-15	H 28・12・1	居管・予居管
糸島地居 102	有限会社あした ば小規模多機能 型居宅介護事業 所	糸島市有田中央二丁目6- 27	H 28・11・1	小居・予小居
糸島地居 103	有限会社あした ば地域密着型特 定施設入居者生 活介護事業所	糸島市有田中央二丁目6- 27	H 28・11・1	地特生
田川介療5	医療法人ひまわ り会 長主病院	田川郡川崎町大字田原 1121	H 28・9・1	居管・予居管

福岡県告示第903号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介289	医療法人満 安内科医院	糟屋郡志免町大字別府 512-3	糟屋郡志免町別府三丁 目10番5号	H 28・11・9

福岡県告示第904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例

によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野介業50	あおぞら薬局	大野城市下大利一丁目13-8 (下大利駅前ビル1F)	H 28・9・30
福岡介業26	ハート薬局那珂川	筑紫郡那珂川町片縄北六丁目3-17	H 28・9・30
筑紫地居14	訪問看護ステーションほのほの	筑紫郡那珂川町今光五丁目188-1	H 28・11・30
筑紫居106	リハプライド 筑紫野	筑紫野市大字原田7-2-7	H 28・11・30
筑紫地支1	ハートフルケアほのほの	筑紫郡那珂川町今光五丁目188-1	H 28・11・30
筑紫地居4	ほのほの介護サービス	筑紫郡那珂川町今光五丁目188-1	H 28・11・30
粕居177	デイサービスセンターきずな	糟屋郡宇美町宇美東二丁目15-19	H 28・7・31
粕居175	ヘルパーステーションきずな	糟屋郡宇美町宇美東二丁目15-19	H 28・7・31

福岡県告示第905号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
筑後広域公園プール	筑後市大字長浜2090番地7	筑後広域公園振興事業団(代表団体 株式会社A J・コーポレーション)	平成28年12月1日から平成35年3月31日まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船「海友丸」中間第2種検査受検及び修繕工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務室
(2) 所在地
福津市津屋崎四丁目46番14号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
長崎造船株式会社
(2) 住所
長崎県長崎市浪の平町4番2号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
56,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年8月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
LED式移動型表示システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
セイコータイムシステム株式会社九州営業所
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前一丁目4-4
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
27,864,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年8月19日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、筑後市前津木ノ下土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
株式会社イズミ
- 2 事業の施行期間
平成26年11月25日から平成28年12月31日まで
- 3 施行地区
筑後市大字前津字松葉、字木ノ下及び字堂免の各一部
- 4 事業の名称
筑後市前津木ノ下土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成26年11月25日
- 6 事業の終了認可の年月日
平成28年12月12日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人京築元気くらぶ
 - (2) 代表者の氏名
堀 正夫
 - (3) 主たる事務所の所在地
京都郡みやこ町勝山黒田1650番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、京築地区在住のこどもから高齢者に対して、身体活動による健康・体力づくりに関する事業を行い、明るく健康的な社会づくりに寄与することを目的とする。

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（東八田地区）	平成28年5月6日

公告

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき福岡県防除実施基準を変更したので、同条第4項の規定により、福岡県農林水産部林業振興課及び各農林事務所林業振興課内において、この公告の日から1月間、縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

公告

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき高度公益機能森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により、福岡県農林水産部林業振興課及び各農林事務所林業振興課内において、この公告の日から1月間、縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町大江字一本木2356番から2360番まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都品川区南大井六丁目26番1号
いずゞ自動車販売株式会社
代表取締役社長 成松 幸男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町仲原三丁目2337番1及び2337番8
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町仲原一丁目13番10号
山田 克洋

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社大新工業

(2) 所在地

糟屋郡粕屋町大字戸原字野入465番地1

(3) 代表者

代表取締役 菊岡 信子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年12月6日

4 処分の理由

有限会社大新工業は、平成28年11月15日午後4時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社堀内運送

(2) 所在地

三井郡大刀洗町大字下高橋3617番地の1

(3) 代表者

取締役 堀内 悟

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年12月6日

4 処分の理由

有限会社堀内運送は、平成28年11月8日午後4時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社吉孝建設

(2) 所在地

筑紫郡那珂川町松木一丁目150番地の1

(3) 代表者

代表取締役 江藤 美千子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日
平成28年12月6日

4 処分の理由
有限会社吉孝建設は、平成28年11月11日午後4時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年12月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート豊前
(2) 所在地 豊前市大字岸井394番地

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社スーパー大栄	午前9時30分（毎週土曜日は午前9時00分）～午後8時00分	午前9時00分～午後9時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後

午前9時15分（毎週土曜日は午前8時45分）～午後8時15分

午前8時45分～午後9時15分

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画特別用途地区の変更（平成28年12月12日久留米市告示第681号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画準防火地域の変更（平成28年12月12日久留米市告示第680号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画用途地域の変更（平成28年12月12日久留米市告示第679号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字奈良1797番2の一部、1797番16の一部、1797番244の一部、1797番334、1797番340及び1797番396から1797番423まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡大任町大字大行事4678番地14
株式会社鷹羽建設
代表取締役 永原 譲太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩井田原字新開63番1、63番3、64番、65番1、65番2、72番、73番1及び73番6並びに字松崎78番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県佐賀市金立町大字金立2215番地27
社会福祉法人佐賀整肢学園
理事 中尾 清一郎

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 グッデイ大牟田店
(2) 所在地 大牟田市大字三池字竹原444番4 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
騒音の発生に係る事項
周辺には宅地があるため、騒音等には特に注意すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス宇美店
(2) 所在地 糟屋郡宇美町宇美中央二丁目3296-7、3270-1、3270-2、3271-1、3275-2
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
歩行者の通行の利便の確保等
児童生徒の登下校時の交通安全に十分配慮すること。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条に

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成28年11月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、荒尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市国道501号沿線	平成28年12月9日から 平成29年3月31日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

・消防学校什器その3（備出43）

・消防学校什器その4（需147）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年1月16日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

消防学校什器その3（備出43）

(2) 調達物品及び数量

消防学校什器その3 一式

(3) 履行期限

平成29年3月31日（金曜日）

(4) 履行場所

新消防学校（嘉麻市牛隈1794番地）

(5) 最初の契約に係る入札の公告日

平成28年10月7日

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年2月3日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA・A
01	04	教材用品	AA・A
02	01	スチール家具	AA・A

02	02	木製家具	AA・A
10	02	体育用具	AA・A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県消防学校に平成29年1月20日（金曜日）午前11時00分までに提出して承認を受けた者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年12月27日（火曜日）から平成29年1月20日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

持参する場合は平成29年2月3日（金曜日）午後4時00分

郵送する場合は平成29年2月2日（木曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成29年2月6日（月曜日）午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Fire Academy office equipment Part 3
- (2) Delivery period : By March 31, 2017
- (3) Delivery place :Fire Academy, 1794 Ushikuma, Kama City, 820-0301, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on February 3, 2017
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
消防学校什器その4（需147）
- (2) 調達物品及び数量
消防学校什器その4一式

- (3) 履行期限
平成29年3月31日（金曜日）
- (4) 履行場所
新消防学校（嘉麻市牛隈1794番地）
- (5) 最初の契約に係る入札の公告日
平成28年10月7日（金曜日）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年2月3日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA・A
01	04	教材用品	AA・A
02	01	スチール家具	AA・A
02	02	木製家具	AA・A

10	02	体育用具	AA・A
----	----	------	------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県消防学校に平成29年1月20日（金曜日）午前11時00分までに提出して承認を受けた者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成28年12月27日（火曜日）から平成29年1月20日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限

- 持参する場合は平成29年2月3日（金曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成29年2月2日（木曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
 - (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
 - (2) 日時
平成29年2月6日（月曜日）午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と

- するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効
- 次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

- と。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Fire Academy office equipment Part 4
- (2) Delivery period : By March 31, 2017
- (3) Delivery place :Fire Academy, 1794 Ushikuma, Kama City, 820-0301, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 P M on February 3, 2017
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
消防学校防災機器その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成28年11月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 3 番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

18,252,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年10月 7 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

消防学校防災機器その 2 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成28年11月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 3 番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

21,513,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年10月 7 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

消防学校防災機器その 3 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成28年11月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 3 番40号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
30,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年10月7日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
消防学校什器その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社玉置
 - (2) 住所
福岡県飯塚市徳前24番地2
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
20,736,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告日
平成28年10月7日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
消防学校什器その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
有限会社平田紙文具事務機
 - (2) 住所
福岡市中央区清川三丁目31番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
19,499,564円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年10月21日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあつた年月日

平成28年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たんがく

(2) 代表者の氏名

樋口 千恵子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市上津一丁目23-10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京築地区在住のこどもから高齢者に対して、身体活動による健康・体力づくりに関する事業を行い、明るく健康的な社会づくりに寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

高尾川地下河川築造工事

2 工事場所

筑紫野市紫二丁目ほか

3 工事概要

工事延長 L=1,052.3m

泥土圧式シールド工（外径6.0m） L=1,033.8m

発進立坑築造工（ニューマチックケーソン工） N=1式

防音施設工 N=1式

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県那珂県土整備事務所

(2) 所在地

大野城市白木原三丁目5番25号

5 落札者を決定した日

平成28年10月31日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

安藤ハザマ・大豊・環境施設特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

株式会社安藤・間九州支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区大名一丁目8番10号

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

5,235,840,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

平成28年7月8日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第349号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

平成28年12月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年2月28日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第350号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年12月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年2月6日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成29年2月7日（火） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成29年2月8日（水） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室A	八女警察署
平成29年2月10日（金） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第351号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年12月27日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年3月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成29年3月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成29年3月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年3月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 名 称 第2220回西日本宝くじ
- 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 証 票 金 額 1枚 100円
- 発 売 期 間 平成29年4月1日から
平成29年4月11日まで
- 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,412,152円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 18,600,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2221回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年4月1日から
平成29年4月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 310,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 62,906,112円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 37,870,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請

されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2222回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年4月12日から
平成29年4月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,002,240円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,880,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2223回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成29年4月19日から
平成29年5月2日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 86,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,190,492円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2224回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年4月26日から
平成29年5月9日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 223,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,407,520円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2225回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年5月10日から
平成29年5月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,835,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円

9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | | |
|------------|-----------|--------------------------------|
| 1 名 | 称 | 第2226回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | | 500,000,000円
250万通 |
| 3 証票金額 | | 1枚 200円 |
| 4 発売期間 | | 平成29年5月24日から
平成29年6月6日まで |
| 5 当せん金の総額 | | 発売総額に対し 222,500,000円 |
| 6 委託対象事務 | | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び | | |
| | 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 45,492,300円 |
| 8 その他発売経費 | | 発売総額に対し 32,400,000円 |
| 9 受託申請期限 | | 平成29年1月17日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | | |
|------------|-----------|--------------------------------|
| 1 名 | 称 | 第2227回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証票金額 | | 1枚 100円 |
| 4 発売期間 | | 平成29年6月3日から
平成29年6月20日まで |
| 5 当せん金の総額 | | 発売総額に対し 130,770,000円 |
| 6 委託対象事務 | | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び | | |
| | 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 30,337,200円 |
| 8 その他発売経費 | | 発売総額に対し 18,600,000円 |
| 9 受託申請期限 | | 平成29年1月17日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | | |
|-----|---|--------------|
| 1 名 | 称 | 第2228回西日本宝くじ |
|-----|---|--------------|

- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成29年6月21日から
平成29年7月4日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 272,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,276,372円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,460,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2229回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成29年6月28日から
平成29年7月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 86,900,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,212,092円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,400,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2230回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成29年6月28日から
平成29年7月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,678,240円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,880,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2231回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年7月12日から
平成29年7月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 222,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,932,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2232回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年7月26日から
平成29年8月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 222,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,657,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2233回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円

1組10万通 35組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年8月11日から
平成29年8月29日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 310,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 62,981,712円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 37,870,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2234回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成29年8月23日から
平成29年9月5日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,348,972円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 18,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2235回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年9月6日から
平成29年9月19日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 264,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,555,120円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 38,880,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2236回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成29年9月13日から
平成29年9月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 171,770,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,475,160円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 24,800,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2237回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年9月20日から
平成29年10月3日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,516,600円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受託申請期限 平成29年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成28年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2238回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年9月27日から
平成29年10月10日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 267,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,162,972円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 32,460,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年1月17日

福岡県卸売市場審議会公告

福岡県卸売市場整備計画に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年12月27日

福岡県卸売市場審議会会長 松 本 國 寛

- 1 意見募集の結果
福岡県卸売市場整備計画の答申案
提出された意見の総数 1件
卸売市場配置計画について 1件
- 2 答申案の要旨
福岡県卸売市場整備計画の答申
 - 第1 策定の趣旨
 - 第2 目標年度
 - 第3 卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項
 - 1 基本的な考え方
 - 2 卸売市場における経営戦略の確立
 - 第4 卸売市場の適正な配置の方針

- 1 生鮮食料品等の流通事情
 - (1) 需要の現状と見通し
 - (2) 供給の現状と見通し
 - (3) 卸売市場流通及び卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し
- 2 品目別流通圏の設定
- 3 卸売市場配置計画
- 第5 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標
 - 1 立地に関する事項
 - 2 施設の種類に関する事項
 - 3 施設の規模に関する事項
 - 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項
- 第6 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的事項
 - 1 取引の合理化に関する事項
 - 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
 - 3 物品の品質管理の高度化に関する事項
- 第7 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標
 - 1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項
 - 2 卸売業者
 - 3 仲卸業者
- 第8 その他
- 別記 卸売市場施設規模算定基準

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>) をご覧下さい。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第891号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成28年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 メチル＝2－〔1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルプタノアート及びその塩類
- (2) 化学名 2－（4－エトキシ－3，5－ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類
- (3) 化学名 N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルフラン－2－カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成28年12月22日